

三大疾病保障付住宅ローン キャンペーン実施中

キャンペーン
期間

2024年4月1日 ~ 2025年3月31日

最大軽減後変動金利
三大疾病保障なし

適用
金利 年0.440%

+0.1%で
パワーアップ!

通常上乗せ+0.2%を
今なら+0.1%で

三大疾病保障付き（最大軽減後変動金利）

変動金利

適用

金利 年

0.540%



©よりぞう

三大疾病保障付住宅ローンなら

「がん」・「急性心筋梗塞」・「脳卒中」

死亡・後遺障害保障に加え、

上記により所定の状態と診断されたら

対象の住宅ローン残高が

0

円に

※がんの場合は、保障の開始時の属する日以後90日以内に診断確定された場合を除きます。

※死亡・後遺障害保障に加え、「がん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」により、所定の状態と診断された場合、住宅ローン債務残高相当額が共済金として全国共済農業協同組合連合会よりJAに支払われ、住宅ローンが全額返済されます。

※住宅ローン残高が0円になるには所定の条件があります。

適用には条件がございます。別途保証料が必要になります。

※2024年4月1日現在

詳しくはローンセンター、支所窓口、または渉外担当者までおたずねください。



JAありだ

ローンセンター

TEL 0737-53-2121

宮原支所 TEL 88-7002

吉備支所 TEL 52-2025

箕島支所 TEL 83-4711

湯浅支所 TEL 62-4571

広川支所 TEL 63-3400

金屋支所 TEL 32-3121

清水支所 TEL 25-1320

- ＜ご利用いただける方＞
- ◎お借入時年齢／18歳以上66歳未満
- ◎最終償還時年齢／80歳未満
- ◎前年度税込年収／150万円以上
- ◎勤続（または営業）年数／1年以上
- ＜ご融資金額＞
- ◎10万円以上10,000万円以内
- ◎おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象の目的型ローン部分の上限額は500万円以内（但し住宅部分に対する借入金額の2分の1以下）
- ＜ご融資期間＞
- ◎3年以上50年以内
- ＜ご返済方法＞
- ◎元利均等返済（ボーナス併用返済可）
- （担保）
- ◎ご融資対象物件に対して、原則として第1順位の抵当権を設定登記させていただきます。
- ＜保証＞
- ◎当JAが指定する保証機関の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。
- ＜保証料＞
- ◎一括払い・分割払いのいずれかによりご選択いただけます。
- ＊一括払い
ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。
- ＊分割払い
約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。
- 〔保証料例〕一括前払い方式
（元利均等返済 金利率0.540%・保証料率0.17%の場合）

- （火災共済）
- ◎担保物件については火災共済（保険）に加入していただき、質権を設定させていただきます。
- ※JAでは、大切なマイホームをお守りする長期火災共済のお取り扱いをしております。
- 詳しくは、窓口までお問い合わせください。
- ＜団体信用生命共済＞
- ◎JA所定の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。なお、共済掛金はJAが負担しますが、選択される団体信用生命共済の種類により、借入利率は下表記載の加算金利分高くなります。

団体信用生命共済	加算金利
団体信用生命共済（特約なし）	なし
団体信用生命共済（連生）	年0.15%
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.10%
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.30%
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.15%

- ＜9大疾病補償保険＞
- ◎ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては、借入利率に以下の利率が加算されます。（加算金利／年0.32%）
- （おせいみち）
- ◎住宅の新築・購入・増改築・宅地の購入・借換
- ◎上記とあわせて他金融機関の目的型ローン借換（おまとめ住宅ローン）

※金利は金利情勢により、見直しさせていただくことがあります。※別途保証料が必要となります。※2024年4月1日現在※ローンをご利用いただける方は、JA所定の資格、要件を満たす方に限らせていただきます。※詳しくは窓口までお問合せください。※お申込みの際は、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿えない場合もございますのであらかじめご了承ください。※変動金利はお借入当初に適用され、原則として年2回見直しさせていただきます。※返済額の試算は店頭にて行います。※融資実行手数料として、別途55,000円をご負担いただきます。※繰上げ償還には別途手数料がかかる場合があります。※店頭にて説明書をご用意しております。

**当JAの金利軽減項目
必須および下記から3項目のご利用**

※①の必須のご利用がない場合は、下記から6項目のご利用が条件となり、4～5項目のご利用の場合、適用金利は年0.70%となります。

- ①給与振または販売代金の振込 ※原則必須
- ②年金振込をご契約の方
- ③JAカードをご契約の方
- ④定期貯金50万円以上、または定期積金30万円以上のご契約の方
- ⑤5大公共料金の自動振替を2件以上ご契約の方（JAカードでの自動振替契約を含む）
- ⑥小口ローンをご契約の方
- ⑦JAカードローンをご契約の方
- ⑧住宅関連業者からご紹介の方
- ⑨他金融機関からお借換の方
- ⑩インターネット・モバイルバンキングをご契約の方
- ⑪各種税金（自動車・固定資産・国民健康保険料・町県民税の自動振替契約が2件以上ご契約の方
- ⑫投資信託をご契約の方
- ⑬火災共済および自動車共済を見積りされる方
- ⑭農業者または公務員の方

※①の販売代金の振込、②の年金振込、⑤の公共料金の口座振替につきましては、世帯でのご契約を含みます。それ以外の項目についてはお借入のご本人の契約といたします。



	お借入金額	2,500万円	3,000万円
期間	30年	483,848円	574,665円
	35年	533,074円	633,725円

（和歌山県農業信用基金協会の場合／2024年4月1日現在）
※あくまで試算であり、金額を確約するものではありません。

三大疾病保障付住宅ローン キャンペーン実施中

〔三大疾病保障特約付団体信用生命共済〕

付帯される共済についての概要	年齢	加入可能な加入時の年齢範囲は、18歳から50歳までとなります。
	告知	今までに、悪性新生物（上皮内がん、皮膚がんを含みます）と診断されたことがある場合にはご加入いただくことができません。健康状態を「団体信用生命共済 被共済者加入申込書兼告知書」で告知していただきます。告知に際し事実を告知されなかったり、事実でないことを告知されますと、共済金が支払われない等の不利益をこうむる場合がありますので、特にご注意ください。また、告知内容や全国共済農業協同組合連合会で保有する情報等によって、ご加入をお断りすることがあります。※共済金額（借入金額）や傷病歴等によっては、医師の診査を受けていただくことがあります。（健康診断結果表等の内容によっては、医師の診査に代えることができる場合があります。）
	保障期間	この共済契約における保障の開始時は、資金受取時（資金を分割して受け取られる場合には、初回資金受取時）となります。また、保障終了日は債務の弁済を完了した日となりますが、それ以前に所定の年齢になられた場合または所定の期間が経過した場合は、その月の末日となります。詳しくは、お借入予定のJA窓口にお問い合わせください。
共済金のお支払い	被共済者が共済期間内に次のいずれかに該当した場合、共済契約者（JA）に共済金が支払われ住宅ローン残額（利息を含む）が全額返済されます。※約定利息、約定延滞利息および延滞損害金について、ご負担いただく場合があります。	
	1. 死亡されたとき	
	2. 保障の開始時以後に生じた傷害または疾病により、所定の後遺障害の状態になられたとき	
	3. 三大疾病（悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中）に罹患し、以下の状態になられたとき	
共済金が支払われない場合	悪性新生物（がん）	保障期間内に、初めて所定の悪性新生物（上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたとき。ただし、保障の開始時の属する日から90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。
	急性心筋梗塞	保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初診日から60日以上、所定の労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき
	脳卒中	保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初診日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
	被共済者が次のいずれかに該当した場合、（ ）の共済金のお支払いができません。 ①保障の開始時の属する日から1年以内に自殺されたとき（死亡共済金）②「団体信用生命共済 被共済者加入申込書兼告知書」に、告知日現在および過去の健康状態等について事実を告げなかったか、事実でないことを告げ契約が解除されたとき（死亡共済金・後遺障害共済金・三大疾病共済金）[ただし、お支払い事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、支払われます。]③被共済者の故意により所定の後遺障害の状態になられたとき（後遺障害共済金）④保障の開始時前の疾病もしくは傷害が原因で所定の後遺障害の状態または保障の開始時前の疾病が原因で三大疾病状態になられたとき（後遺障害共済金・三大疾病共済金）⑤契約関係者に詐欺等の行為があった場合や共済金を詐取る目的で事故を起こした場合、契約関係者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、共済契約の全部または一部が取り消され、または解除されたとき（死亡共済金・後遺障害共済金・三大疾病共済金） ※上記「共済金のお支払い」事由が戦争その他の変乱により生じた場合には、共済金の一部が削減されることがあります。	
※上記はあくまで概要です。ご加入にあたっては必ず「団体信用生命共済のご説明（要約）」、「申込書ご記入のご案内」、「団体信用生命共済のしおり」JA共済登録番号（2430400079）および「三大疾病保障特約付団体信用生命共済のしおり」をご確認ください。		

※ローンのお申込みにあたりましては、当JAおよび当JA指定の保証機関の審査がございます。審査の結果によりましては、お申込みをお断りすることがございますので、ご了承ください